⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the slope measures part of northwest of Hiyamizu

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 19 September 2023

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 13 December 2023 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 13 December 2023 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 13 December 2023)

⑹　Contact point for tender documentation : IMAI Yasunari the second subsection Chief the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―1―41, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和５年８月22日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　山本　　巧

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　郡山裁判所増築㉓設計業務（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

⑶　業務の目的　本業務は、福島県郡山市において計画されている郡山裁判所の刑事棟の新築、既存庁舎の改修及び解体についての実施設計業務である。

⑷　業務内容・基本設計に関する標準業務　総合、構造、電気設備及び機械設備・実施設計に関する標準業務（工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務は含まない。）総合、構造、電気設備及び機械設備

⑸　本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

①　「敷地周辺の特性や既存建物等との関連性をふまえた、外観及び外部空間計画に際し、配慮すべき事項について」

②　「本施設の用途・規模・地域性をふまえた環境負荷低減に配慮すべき事項について」

⑹　履行期間　契約締結日の翌日から令和７年２月28日

⑺　本業務は、資料提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という。）の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。

⑻　本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい者は、契約担当官等の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

⑼　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

⑽　本業務では、受注者が希望する場合、調査職員と協議の上、情報共有システムの活用の試行ができるものとする。

⑾　本業務は、ＢＩＭに係るＥＩＲ（発注者情報要件をいう。以下同じ。）を適用する業務である。なお、推奨項目及びその他の項目の実施については、受注者の任意とする。

２　参加資格

⑴　基本的要件　参加表明書及び技術提案書の提出者は、以下の①に掲げる資格を満たしている単体企業、又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

①　単体企業

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

４）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

６）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

②　設計共同体　上記①単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年８月22日付け東北地方整備局長）に示すところにより、局長から郡山裁判所増築㉓設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて（平成10年12月10日付け建設省大臣官房地方厚生課長、技術調査室長、官庁営繕部建築課長通知）」の記７「設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い」における申請期限の特例については、個別説明書に示す期間とする。

⑵　参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（共通説明書参照）

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　配置予定技術者の資格

⑵　配置予定技術者の経験及び能力　同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、手持ち業務の状況

４　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　配置予定技術者の資格

⑵　配置予定技術者の経験及び能力　同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、手持ち業務の状況

⑶　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案

５　説明書等の入手に関する要件

参加表明書又は技術提案書を提出しようとする者は、それぞれの期限までに、本業務の説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（差替・変更分含む。）について、参加表明書を提出しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードしていなければならない。ただし、契約担当官等の指定する方法（ＣＤ―Ｒ等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。資料をダウンロードしない者又は契約担当官等の指定する方法での交付を受けない者は、提出された参加表明書又は技術提案書を無効とする。

６　手続等

⑴　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第二係　電話022―225―2171㈹　内線2531

⑵　共通説明書及び個別説明書等の交付期間、場所及び方法

①　電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から技術提案書提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、９時00分から18時00分まで（ただし、最終日は16時00分まで。）。